戎さん

「商売繁盛、笹もてこい！」聞き慣れた掛け声とともに、今年も十日戎がやって来た。戎さんは日本古来の神で、七福神の一つである。古くから漁業の神として、また市神（市場の神）、日本古来唯一の福神（福の神）ともいわれた、商売繁盛でお馴染みの「えべっさん」なのだ。日本人は豊かな、自然への信仰心を、優しい心根で受け入れ、幾百年もの刻を経て昇華してきた。島国の特性である長所と、欠点を巧みに融和し、日本人の優しい心を創りだした先人は凄い。私たちも叡智を使い、未来への大きく平和な夢を創っていこう。（今宮戎神社にて）

フォト　エッセー　藤本　俊一（APA.JPS）

●資格喪失届は速やかに届けましょう　●退職後の年金の加入について
●協会けんぽからのお知らせ　・平成25年３月分からの協会けんぽの保険料率は、据置きとなり、変わらない見通しです
・平成25年度『生活習慣病予防健診』＆『特定健康診査』のご案内
・平成25年４月より、「支給決定通知書」が「封書」から「圧着はがき」に変わります　・メールマガジンのご案内
●平成25年１月末から「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を開始します
●公益法人制度改革に伴い、平成25年２月１日から『一般財団法人　大阪府社会保険協会』に移行しました

職場内で回覧しましょう

資格喪失届は速やかに届けましょう

健康保険・厚生年金保険の被保険者は、退職したとき、死亡したときはその資格を喪失します。
事業主は、資格喪失から５日以内に被保険者資格喪失届（以下、「資格喪失届」）を管轄の年金事務所または事務センターに届出を行ってください。
なお、その届けには健康保険被保険者証の添付が必要となります。

資格喪失日

被保険者の資格は、次に該当する日の翌日に喪失します。

①適用事業所の業務に使用されなくなった日（退職した日など）
②死亡した日
③臨時雇用に切り替わるなど適用除外になった日
④事業所が廃止になった日

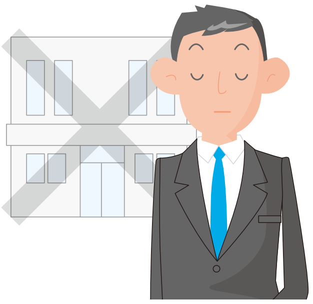

資格喪失届の添付書類

①健康保険被保険者証（被保険者分を含めた家族全員のもの）
②健康保険高齢受給者証
70歳から74歳の被保険者・被扶養者には「健康保険高齢受給者証」が交付されていますので忘れずに添付してください。

●「資格喪失年月日」から60日以上経過して提出する場合

・**被保険者の場合**…………退職の日の属する月の賃金台帳（写）および出勤簿（写）
・**被保険者が役員の場合**…資格喪失の事実発生日がわかる取締役会議事録（写）または役員変更登記の記載がある登記簿謄本（写）

後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

健康保険の被保険者・被扶養者は75歳の誕生日に後期高齢者医療制度の被保険者となり、同日、健康保険の資格を喪失します。
このとき、事務センターから事業主あてに情報が印刷された資格喪失届（被扶養者異動届）が送付されますので、内容を確認して必要事項を記入・押印のうえ、被保険者証を添付して提出してください。

70歳に達した日（誕生日の前日）

被保険者資格が継続している場合でも厚生年金保険は、70歳に達した日（誕生日の前日）に資格喪失となります。
この場合にも、「資格喪失届」を届けていただきますが、健康保険には引き続き加入いたしますので被保険者証の添付は必要ありません。

ご不明な点は…　管轄の年金事務所までお問い合わせください。

退職後の年金の加入について

会社などを退職すると、退職日の翌日に厚生年金保険の資格を喪失します。再就職して引き続き厚生年金保険に加入する場合を除き、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入するための手続きが必要です。

1 国民年金第１号被保険者になる

ⓐ要　件…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、農業・自営業者・学生など、他の公的年金制度に加入していない方は、国民年金第1号被保険者になります（国民年金第３号被保険者に該当する方を除きます）。

ⓑ保険料…国民年金保険料は、月額14,980円（平成24年度）です。
保険料の納付には、一定期間前払いすると割引がある前納制度や、口座振替で当月保険料を当月末の振替にすると割引になる早割制度があります。また、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料免除制度があります。

ⓒ手続き…資格喪失日から14日以内に、お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に「国民年金被保険者関係届書」をご提出ください。

問い合わせ先　お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所

免除制度

申請免除

申請免除には全額免除制度、「４分の１免除、半額免除、４分の３免除」の３段階の一部免除制度があります。
保険料の納付が困難で次のような場合は、申請し承認されれば保険料が免除されます。
①前年の所得が一定の基準以下のとき
②被保険者または家族が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき
③地方税法の障害者または寡婦に該当し、前年の所得が125万円以下のとき
④天災、失業などで保険料を納めることが困難な事情にあるとき
なお、一部免除の承認を受けても、保険料を納付されない場合は未納期間となりますので、ご注意ください。

法定免除

次のような場合は、届出により保険料が免除になります。
①障害基礎年金や障害厚生（共済）年金（原則として障害等級１級または２級）を受けているとき
②生活保護法の生活扶助を受けているとき　等

※この他にも、30歳未満の方が対象の「若年者納付猶予制度」、学生が対象の「学生納付特例制度」があります。
※手続き先は、市（区）役所・町村役場の国民年金の窓口です。

2 国民年金第３号被保険者になる

ⓐ要　件…厚生年金保険や共済組合の被保険者（ただし、65歳以上で老齢または退職を事由とする年金の受給権のある方を除きます）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方は、国民年金第３号被保険者になります。

ⓑ保険料…配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合から拠出されますので、個別の保険料負担はありません。

ⓒ手続き…資格喪失日から14日以内に、配偶者（扶養する方）が勤める事業所に「国民年金第３号被保険者関係届書」をご提出ください。事業主を経由して、年金事務所に届出されます。

問い合わせ先　年金事務所

協会けんぽからのお知らせ

加入者・事業主の皆さまへ

平成25年３月分からの協会けんぽの保険料率は、据置きとなり、変わらない見通しです

協会けんぽは、大変厳しい医療保険の財政状況のなか、健康保険料率について昨年まで３年連続で引き上げをお願いし、平成24年度は全国平均10％になっています。

協会けんぽでは、加入者、事業主の皆さまの厳しい現状に鑑み、これ以上の保険料率の引き上げはなんとしても避けなければならないという強い危機感のもと、加入者、事業主の皆さまの保険料負担の軽減に向けて、協会けんぽの財政基盤を強化するためのさまざまな取り組みを実施してまいりました。こうした取り組みのなかで、全国320万人を超える方々からご署名をいただき、来年度の保険料率はさらなる引き上げを回避できるよう、各方面に強くお願いしてまいりました。

国の予算編成の遅れから、平成25年度の保険料率の決定も遅れておりますが、協会けんぽとしては現在の保険料率を凍結する方針であり、各都道府県ともに平成25年度の保険料率は据置きとなり、変わらない見通しです。

保険料額表は保険料率の決定後、３月の納入告知書に同封する予定です。

これまで協会けんぽは、各関係方面への要請等を通じて、協会けんぽが被用者保険の最後の受け皿として持続可能な制度となるように、医療保険制度全体の見直しを求めるとともに、当面の措置として、協会けんぽに対する国庫補助割合を20％に引き上げ、また公費負担の拡充等をはじめとする高齢者医療の見直しを求めてまいりました。協会けんぽとしては、加入者、事業主の皆さまからいただいた数多くのご署名等に対して改めて感謝申し上げるとともに、皆さまのご意見が今後の医療保険制度の見直しに反映できるよう、引き続き、国をはじめ関係方面に強く訴えてまいります。

平成25年度『生活習慣病予防健診』&『特定健康診査』のご案内

生活習慣病予防健診（35歳から74歳までの被保険者さま）

協会けんぽへの申込受付が早まります

●**インターネットサービス（情報提供サービス）を利用した健診等の申込受付を以下の日程より開始します**

健診対象者データ **ダウンロード**▶**平成25年２月25日㈪から**

健診対象者データ **アップロード（健診申込）**▶**平成25年３月１日㈮から**

※インターネットサービスの利用には、事前にＩＤ・パスワードの取得が必要です。

●**健診のお申し込みは、手続き用の申込書でも３月１日㈮より受付可能です**

※従来より送付している対象者名を印字した申込書は、印刷の都合上、例年と同様、３月末以降に順次事業主さまへお送りします。

※健診機関によっては、３月末まで健診の予約受付ができない健診機関もあります。申し込みをするにあたっては健診機関にご確認ください。

特定健康診査（40歳から74歳までの被扶養者さま）

受診券を４月にご自宅へ直送します

●**これまで事業主さまあてに対象者全員の受診券を送付していましたが、平成25年度より、被保険者さまのご住所に被扶養者さまの受診券を直接お送りします**

※送付先の住所地は協会けんぽに登録されている住所となります。

※平成25年１月時点で協会けんぽに登録されている被扶養者情報をもとに受診券を発券しています。１月以降、新たに扶養になった方は、受診券申請書にて交付申請をしていただく必要があります。

●**受診券は、平成25年４月以降に送付します**

※被保険者さまのご自宅に郵送できなかった方などの受診券については事業主さまあてに送付しますので、被保険者さま等を通じ、被扶養者さまのお手元に届くようご協力をお願いします。

●健診の内容や健診実施機関の一覧などの詳細は、協会けんぽホームページ（http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,98.html）および、送付予定のパンフレット等をご覧ください。

全国健康保険協会
協会けんぽ

協会けんぽからのお知らせ

平成25年４月より、「支給決定通知書」が「封書」から「圧着はがき」に変わります

協会けんぽでは、健康保険給付を受ける皆さまに「支給決定通知書※」を封書にて送付しておりましたが、郵送費の軽減のために、平成25年４月より「圧着はがき」に変更いたします。

なお、下記にかかる支給決定通知書につきましては、従来どおり封書にて送付いたします。

○柔道整復の施術にかかる療養費
○はり師、きゅう師の施術にかかる療養費

※協会けんぽから保険給付を受ける皆さまに、給付金額等をお知らせするものです。

事業主さまへ　退職などで資格喪失される方の健康保険証の回収をお願いいたします

健康保険証を使用できるのは**退職日まで**です。健康保険証は、ご家族の分も含めて回収し、資格喪失届に添付して、管轄の年金事務所へご返却ください。

資格喪失後は新たな健康保険制度（国民健康保険など）に加入し、医療機関などを受診する際には、必ず**新しい健康保険証を提示**してください。

※資格喪失後に医療機関などで以前の健康保険証を使用して受診されますと、民法上の「不当利得」に該当し、ご本人に、**協会けんぽで負担した医療費を返還していただく**ことになりますので、ご注意ください。

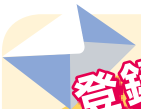

登録無料

メールマガジンのご案内

登録者 **8300**名突破

メールマガジンとはどんなもの？

内容

①健康保険の制度に関する旬な情報
②健康保険給付申請について、担当者から実務的なアドバイス
③Ｑ＆Ａ形式でよくあるご質問の回答
④保健師や管理栄養士から健康づくりサポート情報
⑤知っていると便利なプチ情報コーナー

配信回数

◆毎月２回配信
◆臨時号も配信

登録はカンタン（パソコン用の配信となります）

登録は**協会けんぽ大阪支部のホームページ**から
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,81162,98,469.html

協会けんぽ大阪支部は、平成24年３月21日に、中央区から現在の西区靱本町に移転しています。申請書等の送付、ご来所の際はご注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部　http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,98.html
電話　06－7711－4300（自動音声案内）　おかけ間違いにご注意ください
受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）
〒550－8510　大阪市西区靱本町１－11－7　信濃橋三井ビル６階

平成25年１月末から「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を開始します

年金記録問題については

日本年金機構は、さまざまな手段を使って、持ち主が分からない記録の持ち主を探しています。

日本年金機構で、紙台帳にある記録とコンピューターの記録とを突き合わせ、持ち主不明の記録を本来の持ち主のものとすることはもちろん、皆さまに「ねんきん特別便」をお送りし、お心当たりの記録についてお尋ねしてまいりました。しかしながら、いまなお持ち主が分からない「未統合の記録」が多数残っているのが現状です。

このたびの「気になる年金記録、再確認キャンペーン」について

年金記録問題の解決なくして、わが国の年金制度に対する皆さまの信頼を回復することはできないと、日本年金機構では考えております。

ただし、その解決については、皆さま１人ひとりのご理解とご協力が不可欠です。このため、手がかりがつかめない記録について、ご本人から心当たりの記憶を申し出ていただき、１件でも多くの記録が本来の持ち主につながることを目指し、平成25年１月末を目途に、集中的な取り組み（キャンペーン）を開始します。

具体的には

○年金受給者、被保険者すべてに個別に「ねんきんネット」利用のためのアクセスキーを郵送し、ご自身の記録確認を呼びかけます。
○もれや誤りが起こりやすいケースを分かりやすいチェックリストにまとめ、上記の郵便やリーフレットで周知し、気づきの機会をできるだけ増やします。
○気になる年金記録がある方には、年金事務所等においでいただき相談をお受けします。
といった取り組みを行う予定です。

年金事務所等にご相談ください

ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

くわしくは日本年金機構 HP でご覧になれます。

HP アドレス：http://www.nenkin.go.jp/

約９人に１人、年金記録が見つかっています

若い頃に勤めていた記録が見つかった	結婚前の旧姓の記録が見つかった	名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった
例　年額98万円→234万円	例　年額43万円→154万円	例　年額 0円→137万円

日本年金機構
Japan Pension Service

公益法人制度改革に伴い、平成25年２月１日から

『一般財団法人　大阪府社会保険協会』に移行しました

一般財団法人へ移行しましても、従来にも増して社会保険制度の普及広報事業をはじめ、会員事業所さまの被保険者とそのご家族の皆さま方の健康づくり、および福利増進に積極的に取り組んでまいりますので、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記事提供：日本年金機構・大手前年金事務所・全国健康保険協会大阪支部
発行所：一般財団法人　大阪府社会保険協会　☎06−6445−3013　〒550−0003 大阪市西区京町堀１−３−13　辰巳ビル２階
http://www.osaka-shahokyo.or.jp/